

◎ 開発行為における地球温暖化対策比較表

根拠	川崎市環境影響評価に関する条例	神奈川県地球温暖化対策推進条例(仮称)の素案	環境の保全と創造に関する条例		柏市地球温暖化対策条例	
対象	1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(以下単に「開発行為」という。)	(1) 開発行為(区画のみの変更を行う開発行為を除く。)であって、開発区域(都市計画法第4条第13項の開発区域をいう。以下同じ。)の面積が1ヘクタール以上のもの	10,000㎡以上の開発行為で、予定建築物の延床面積の合計が5,000㎡超の建築物の新築	流通業務団地造成事業(事業に係る土地の区域の面積)	1ha以上	開発行為 面積3,000㎡以上
		(2) 区画のみの変更を行う開発行為であって、開発区域の面積が20ヘクタール(臨港地区(都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区をいう。以下同じ。)のみにおいて行われるものにあつては、30ヘクタール)以上のもの		工場団地造成事業(事業に係る土地の区域の面積)	1ha以上	土地区画整理事業 規模要件なし
				市街地再開発事業(事業を施行する土地の区域の面積)	1ha以上	市街地再開発事業、 規模要件なし
	2 埋立て	(1) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立てであつて、埋立てに係る区域の面積(以下「埋立面積」という。)が15ヘクタール以上のもの				
		(2) 公有水面の埋立て以外の埋立て(1.5メートル以上の高さの盛土を行うことをいう。)であつて、埋立面積が1ヘクタール以上のもの(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域において行われるものを除く。)				
	3 高層建築物の新設	建築物(建築基準法第2条第1号の建築物をいう。以下同じ。)の新設であつて、建築物の高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の建築物の高さをいう。以下同じ。)が80メートル以上のもの				
4 住宅団地の新設	住宅団地(一団の土地に集団的に建設される住宅及びその附帯施設の総体をいう。以下同じ。)の新設であつて、事業に係る区域(以下「事業区域」という。)の面積が1ヘクタール以上又は計画人口が500人(都市計画法第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域(以下「住居専用地域」という。)において行われるものにあつては300人、住居専用地域とそれ以外の地域にまたがって行われるものにあつてはこの表の備考に定める人数)以上のもの					
5 工場又は事業所の新設	製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガス供給業及び熱供給業に係る工場又は事業所の新設であつて、敷地面積が9,000平方メートル以上又は建築面積(建築基準法施行令第2条第1項第2号の建築面積をいう。以下同じ。)の合計が3,000平方メートル以上のもの					
6 電気工作物の新設	電気工作物(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号の電気工作物をいう。以下同じ。)のうち発電の用に供するものの新設であつて、当該電気工作物の出力が50,000キロワット以上のもの		火力発電所(非常用を除く)の設置又は増設(出力)	1,000kW以上		

◎ 開発行為における地球温暖化対策比較表

根拠	川崎市環境影響評価に関する条例	神奈川県地球温暖化対策推進条例(仮称)の素案	環境の保全と創造に関する条例		柏市地球温暖化対策条例
	7 廃棄物処理施設の新設 廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の産業廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)の新設であって、敷地面積が9,000平方メートル以上又は建築面積の合計が3,000平方メートル以上のもの		一般廃棄物焼却施設の設置又は増設(廃棄物処理法に規定する一般廃棄物処理施設である焼却施設)	1日当たりの処理能力 20t以上	
			産業廃棄物焼却施設の設置又は増設(廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理施設である焼却施設)	1日当たりの処理能力 20t以上	
8	浄水施設の新設 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項の水道施設である浄水施設の新設				
9	下水道終末処理場の新設 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号の終末処理場の新設				
	10 鉄道若しくは軌道の新設又は線路の増設 (1) 鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項の鉄道事業の用に供する鉄道をいう。以下同じ。)又は軌道(軌道法(大正10年法律第76号)の適用を受ける軌道をいう。以下同じ。)の新設(新たに起点又は終点を設定して鉄道又は軌道を建設するものをいう。)				
対象	(1) 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路又は道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく指定を行おうとする道路の新設(新たに起点又は終点を設定してこれらの道路を建設するものをいう。)				
	(2) 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項の高速自動車国道、道路整備特別措置法の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路又は道路法第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく指定を行おうとする道路若しくは指定が行われた道路(以下これらを「高速自動車国道等」という。)における車線(道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第5号の車線のうち、同条第7号の登坂車線、同条第8号の屈折車線及び同条第9号の変速車線を除いた車線をいう。以下同じ。)の増設(新たに起点又は終点を設定することなくこれらの道路における車線を設置をするものをいう。)(3)に該当するものを除く。)				
	(3) 高速自動車国道等と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道等の施設(以下「インターチェンジ」という。)を設けるもの				
	(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号の道路(高速自動車国道等を除く。以下「一般道路」という。)の新設(新たに起点又は終点を設定して一般道路を建設するものをいう。)であって、当該道路の車線の数が4以上のもの				
	(5) 一般道路における車線の増設(新たに起点又は終点を設定することなく一般道路における車線を設置するものをいう。)であって、増設後の車線の数が4以上のもの				

◎ 開発行為における地球温暖化対策比較表

根拠	川崎市環境影響評価に関する条例	神奈川県地球温暖化対策推進条例(仮称)の素案	環境の保全と創造に関する条例		柏市地球温暖化対策条例	
対象	12 防波堤の新設	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第2号の外郭施設である防波堤の新設				
	13 商業施設の新設	商業施設(主として小売業又は飲食店業の業務を行う者の事業の用に供される施設をいう。)の新設であって、敷地面積が1ヘクタール以上又は建築物の延べ面積が20,000平方メートル以上のもの			大規模小売店舗	店舗面積4,000㎡以上
	14 研究施設の新設	研究施設(科学技術(主として人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験又は検査を行う施設)の新設であって、敷地面積が3ヘクタール以上のもの				
	15 大規模建築物の新設	建築物の新設であって、延べ面積が50,000平方メートル(臨港地区のみにおいて行われるものにあつては、150,000平方メートル)以上のもの		建築物の新築、増築又は改築(居住の用に供する部分以外の床面積の合計)	26,000㎡以上	
				その他工場等の設置又は増設(使用燃料の量を重油の量に換算した量)	1年間当たり1,500kl以上	
			使用するHFC、PFC及びSF6の量を二酸化炭素の量に換算した量	1年間当たり4,000t以上		
記載事項等	大気(環境影響評価項目)					
	水(環境影響評価項目)					
	土(環境影響評価項目)					
	生物(環境影響評価項目)					
	緑(環境影響評価項目)					・温室効果ガスの吸収作業の保全及び強化に関する事項
	騒音・振動・低周波音(環境影響評価項目)					
	廃棄物等(環境影響評価項目)					・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進に関する措置
	構造物の影響(環境影響評価項目)					
	地域社会(環境影響評価項目)					
	安全(環境影響評価項目)					
	温室効果ガス(環境影響評価項目)		温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施しようとする措置の内容	特定物質の排出を抑制するために講ずる措置		
	有害化学物質(環境配慮項目)					
	ヒートアイランド現象(環境配慮項目)					
	電磁波・電磁界(環境配慮項目)					
	光害(環境配慮項目)					
	地震時等の災害(環境配慮項目)					
	地球温暖化(環境配慮項目)					
	オゾン層(環境配慮項目)					
	酸性雨環境配慮項目)					
	資源(環境配慮項目)					
エネルギー(環境配慮項目)		新エネルギー等の導入の検討状況			・自然エネルギーその他多様なエネルギー及び資源の効率的な活用等に関する事項 ・省エネルギーの推進に関する事項	